

# 小川町立小川中学校部活動方針

令和8年4月1日

小川町立小川中学校は、適正な部活動の運営に向けて、小川町教育委員会が策定した部活動の方針に則り、小川町立小川中学校部活動方針を策定する。

## 1 部活動の目的

学校の教育活動の中で生徒の自主的、自発的な参加のもとで行われる部活動において、生徒の心身の健全な育成や体力の向上を図ると共に、生涯にわたってスポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係の形成を図る。

## 2 部活動方針の策定

校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表に努める。

各部活動における顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

## 3 適切な指導の実施

顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるように、主体的・対話的で深い学びに基づく活動を実施する。また、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

さらに、熱中症・落雷等の被害防止、施設・設備の点検管理、体罰・ハラスメントの根絶及び生徒間等の暴力行為・いじめ等の防止など、安全・安心の確保を徹底する。

## 4 適切な休養日の設定

以下の基準に沿って、部活動を行うように努める。

- (1) 平日は週に1日以上、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、学校総合体育大会及び新人体育大会兼県民総合体育大会、吹奏楽コンクール等の前1ヶ月間は、この限りではない。大会等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中は、週に2日以上休養日を設けるとともに、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。  
夏季休業中の練習日は20日程度とし、学校閉庁日は活動なしとする。
- (3) 1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 午後の練習時間が短い期間の県大会（新人体育大会、アンサンブルコンテスト）等に出場するために、活動時間を確保することが望ましいと校長が判断した場合に限り、保護者の承諾のもと下校時刻を延長しての活動を認める。
- (5) 始業前の部活動は、原則行わない。ただし、以下の場合は校長の判断により朝練習を認める。
  - ア) 公式の大会及びコンクール等の2週間前から当日まで
  - イ) 冬期（11月～1月）、午後の活動時間が著しく短くなる期間において、保護者の理解のもと朝練習を認める。
- (6) 年末・年始、県民の日等で閉庁日扱いの日は、原則部活動を行わない。